

令和7年第6回津南町議会臨時会会議録

(9月30日)

招集告示年月日		令和7年9月26日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年9月30日 午前10時00分			閉会	令和7年9月30日 午前11時08分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長			
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長			
	教育長			建設課長			
	農業委員長			教育委員会教育次長			
	監査委員			ジオパーク推進室長			
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長			
	税務町民課長						
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久	議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	4番	関谷一男		9番	栞原洋子		

〔付議事件〕

（ 9 月 30 日 ）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 73 号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 74 号 ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 75 号 津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 76 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 9 号）

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和7年第6回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、4番、関谷一男議員、9番、栗原洋子議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第73号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、ニュー・グリーンピア津南スキー場の現指定管理者である㈱津南高原開発との指定管理期間が本年9月末日で終了すること、町が今後、施設等の民間譲渡の手續として行政財産から普通財産に戻す必要があることから、この度、条例の廃止を行うものです。

なお、今後のニュー・グリーンピア津南スキー場の運営については、ホテル棟等の施設とともに賃貸借契約の延長の覚書により、来年3月31日まで、㈱津南高原開発から行っていただく予定です。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

1点目です。9月8日にも同議案があったのですけれども、それと何が変わったのか、変わった点を教えてください。変わっていなければ、変わっていないというふうにお願いします。

あと、過疎債の繰上償還や補助金の返還の協議は、9月8日以降、関係機関とどのような話になっているのかをまずはお聞かせください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

まず、変わった部分というところから申し上げますと、先般、御説明を申し上げた時には、実際に弁護士を通じて町と㈱津南高原開発さんの間でそういった方向性をもってして賃貸借契約の中に入れて締結をしたいという方向性をお示しさせていただきました。今回は、御案内のとおり、町と㈱津南高原開発さんの間で、あるいは弁護士、その他関係者を含めまして、9月24日付けで賃貸借契約延長の覚書の中にスキー場の追加をして締結をしたということが大きなところかと。先般はまだ方向性ということだけでしたが、今回は締結までいただいたということでございます。

それから、二つ目のところですが、これも議員のほうから過疎債、あるいは補助金部分の御照会が以前からありますが、これも以前から回答、答弁をさせていただいておりますけれども、町もこの辺を国のほうに確認はしています。過疎債の部分は、正直に言いまして、売買契約がしっかりと締結されるまでは現状のままだと、一括償還にはならないというよ

うな御返答はいただいています。ただ、補助金の部分については、これが指定管理から賃貸借に変わるという時点で少し返還の部分が生じてくるかなと思っています。その数字を議員から何度も聞かれているものですから国のほうに聞いているのですが、今現在、国のほうからは、その数字はお示しできないという回答になっていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

覚書のところで、先ほど課長読んでいただいたのですけれど、第 2 条の 2 項と 3 項がどのようなになっているか。先ほど、第 2 条の 1 項を読んでいただいたのですが、第 2 項と 3 項がどのようなになっているかもお聞かせいただければと思います。空白期間ができるというふうに先ほども回答がありましたけれど、ここには空白期間ができないような内容が 2 項、3 項に載っているのではないかなと。そうすると、今のこのやり取りはちょっとおかしな所が出てこないかなと思うので。しっかりと 1 項だけではなくて 2 項、3 項も町民に知らせたいと思いますので、教えてください。

そして、先ほどの説明で時間が無いということもあったのですけれども、もう明日からだということ。それは、我々議員というより町がもっと早くこれに取り組んでおけば、時間が無いなんていうこととか、前回、指定期間を 20 日から 30 日掛かるから、だからこれを通してくれのような話は聞いていましたけれども、実際にもっと前からこの条例を廃止するか、むしろそれが駄目だったら指定管理の公募をするということができたはずだと思うのです。それを我々の議会でもこういうことになっているからというようなニュアンスにも聞こえるところがあるので、この点、もっと前からできなかった理由というのは何なのか、教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

それでは、賃貸借契約の延長の覚書の部分です。先ほど、私のほうで第 2 条スキー場の追加の第 1 項部分だけ原文のまま読ませていただきましたが、今、議員のほうからお話がありましたので、では、2 項、3 項、4 項というようなところでも原文のまま読ませていただきたいと思います。2 項のほうなのですが、「前項の効力は、本スキー場のうち行政財産とされている部分を行政財産から普通財産とする旨及びニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する旨の甲の議会の議決がなされることにより生じる。」というものになっています。それから、3 項です。「前項の議決がなされるまでの間、甲は乙が従前の用法に従って本スキー場の管理を継続することを認め、従前の用法に従う限り甲は乙に対して異議を述べない。」というものになっています。それから 4 項です。「甲は、令和 4 年 5 月 20 日付け覚書に基づき、町が年額 1,000 万円の範囲で負担する保守

点検業務、経費とは別に以下の修繕費を負担する。」というもので、町の購入整備品の第6減速0H、オーバーホールの部分、町購入の整備備品というところで、これは2本のケーブル分、そして、安全策動部分があるということです。これも確かに議員おっしゃるとおり、9月30日まで指定管理があつて、10月1日以降、もし、指定管理から賃貸借にできなければ、指定管理でやるしかないということにきつとならうかと思えます。ただ、そういったなかで、もし、この部分は指定管理ができないということがあつた場合、議員がおっしゃるようなところ、この2項・3項のところをしっかりとっておくことによって、その部分。条例上は、できる規定ではなくて、置くことをしなければならない。指定管理者でスキー場を運営しなければならないという、できる規定とは違うものですから、置くことをしなければいけないというものになっているものですから、この間の空白ができた場合、議員おっしゃるとおり覚書の中でなんとか救済をするということと考えて入れてあります。ただ、これが本来のかたちかという、条例上は置くことができるではなくて置くことしかできないものですから、本来であれば指定管理者が行わなければいけない。町としては、当然そのなかで。これは条例違反とは言えないかもしれませんが、そこでしっかりと空白部分ができないようにすることが本来の姿だろうというふうには町は考えております。

それから、時間が無いというような表現を私が少し使ったかもしれませんが、町は以前から、これも議員の皆さんに。これも先般、第3回定例会でお諮りをしたということで、そのなかで、町としては一貫して今の指定管理から賃貸借の中にスキー場の部分を施設とともにお願いしたいということは以前からお願いをしていた。ただ、これが御審議の結果、通らなかった部分がありますので。ただ、私どもとしては、先ほども申し上げましたが、今回、(株)津南高原開発さんとの間で延長の覚書ということ、それもスキー場の追加の部分を第2条でさせていただいた。それを締結したということをもって。これも先般、「この部分がしっかりしないと議決はできない。」という議員の御指摘もあつたというふうに捉えています。したがいまして、今回は、この締結がしっかりなされたということをもって、再度、私どもとしてはお願いをするということになりますので、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

2点目のほうですが、第3回定例会の時点でも、もう二十日しか残っていないというなかで出してきたと。それが遅いというふうに思っています。もっと前にこれが出せたのではないか。説明はしていると言っても、私たちは説明をされたって、しっかり審議するのはこの議場になってくるので。第2回定例会なのか、臨時会ということもあると思うので、そういうなかで第3回定例会の残り二十日というなかで審議をして、時間が指定管理には30日くらい掛かると副町長も確かどこかで答弁されていたと思うのです。もうその時点で既に遅いというふうになっているのは、議会の何かの理由ではなくて、当局側が事務手続も含めてちょっと遅かったのではないかなという、その見解を教えてくださいたいと思います。

あと、今の覚書のところもですけれど、基本的にしっかり読み込めば、賃貸借契約に基づいてやる。それになるのですけれども、基本的に条例が議決で可決されなければ、この賃貸借も無くなるし、そもそも指定管理の中身でそのまま継続してやっていくのに町は異議を述べないということであれば、指定管理のかたちでも進んでいけるというふうな覚書になっていると思うのです。なので、賃貸借でOKしたというようなニュアンスではないということでもいいのですか。賃貸借にOKはしているように書いてあるものの、駄目だったら指定管理だと。これは元々、(株)津南高原開発は指定管理のほうが良かったということではないのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の御質疑です。昨年の秋、町はニュー・グリーンピア津南をこれ以上抱えていくことは難しいということで民間譲渡を決めさせていただくなかで、不動産仲介業者にお願いしたなかで公募をしまして、2社の応募があった。その際、民間譲渡ということであると、行政財産から普通財産にしなくてはならない、これは以前から申し上げていたところでございます。普通財産にするということを相手方の弁護士さん等々と相談するなかで、「では、賃貸借契約延長の覚書で行きましょう。」というお話を頂いたのが9月に入ってからだということで、ここら辺のスケジュール感が遅くなったことはお詫び申し上げますけれども、スケジュール的には今のやり方しかなかったということで御理解いただきたいと思っております。

2点目の指定管理なのですけれども、指定管理も「津南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」というものがありまして、ニュー・グリーンピア津南がこのまま引き継いで指定管理ということはできなくて、もう9月30日で指定管理期間が切れますので、この条例によると、また公募をしないと指定管理者を置くことができません。当然、今回これで廃止の条例が否決されたら、スキー場を続けていくためには指定管理の公募をまた一からしなくてはいけない。これには以前も申し上げたとおり、1か月から1か月半くらい掛かるというところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

江村議員のもうちょっと突っ込んだ質疑をさせていただきます。御存じのとおり、行政財産を普通財産に変えると、いわゆる過疎債を適用したものとか、補助金のもの、これが繰上一括償還になるということはお聞きしています。今の話で、契約が終わるまでは継続してやっていけるということだったのですけれども、もうちょっと具体的にお聞きしたいのは、過疎債を適用した繰上償還の金額が今までの打合せですと1億3,000万円だとか1

億 6,000 万円あるというような話を聞いています。ある程度正確に、町は普通財産に変えることによって、一括の繰上償還が幾らというふうにきちんと査定しているのか。

それともう一つ。正確な名称は忘れたのですが、地域再生戦略交付金という 1 億 6,000 万円の補助金を受けていますね。過疎債は 1 億 9,000 万円が適用、国からの補助金が約 1 億 6,000 万円を受けていると思います。これも先ほど聞いたら、「国に聞いたら「まだ答えられない。」」と言っていますけれども、これには国の規定があるでしょう、補助金は。例えば、10 年経過したら返還は無用だとか。そういうふうになっていると思うのですが、その辺をどのように町は理解しているのか。

要は、言いたいのはトータルで幾らお金が必要なのかということをお聞きします。それに対応するためには、財源をどうするのか。その 2 点をお聞きします。

それと今回、行政財産を普通財産に戻すということは、あくまでも土地の売却を前提とするからそういうふうになると思うのですが、土地問題というのは、まだいろいろ複雑な問題があって解決してなくて、この質疑で土地問題をどうするかという質疑は不適格ということで議長がおっしゃれば私はやめます。土地の売却に関連することだったら質疑してもいいということだったら、したいと思います。その辺は、議長の判断にゆだねたいと思います。

まず、最初は金額と財源をどうするのか、その辺についてお答えください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の御質疑です。起債関係でございますけれども、未償還額が 1 億 3,193 万 2,684 円の予定でございます。これは行政財産から普通財産になっても町が持っている限り、譲渡しない限り、普通に償還していくというところでございます。譲渡した時点で繰上償還が発生します。そうすると、1 億 3,100 万円くらいですので、普通交付税、過疎債ですので 70% くらい地方交付税で補填される。そうすると、9,000 万円くらいの交付税が入って来ないこととなりますけれども、これから町がスキー場をずっと持っているとした場合、相当な維持管理が掛かってきますので、繰上償還をしたほうが将来の財政的にも有利かなと考えているところでございます。

交付金関係でございますけれども、地域再生戦略交付金というものを頂いております。これの交付金額が 1 億 7,100 万円でございます。ここら辺の償還額、売買契約が終わって譲渡されたとき、どのくらい返さなければいけないのかという照会を今かけているのですが、答えがまだ来ていないというところでございます。想定だと、年割等をすると 2,800 万円くらいなのかなというところで今は計算しているのですが、そうすると、繰上償還が 1 億 3,000 万円、交付金の返還額が 2,800 万円、約 1 億 6,000 万円、これについては、減債基金とか財政調整基金で対応するという事になるかと思っております。 —（風巻議員「土地の関係でして良いか悪いか。悪ければやめます。」の声あり。）—

議長（恩田 稔）

では、申し上げます。

風巻議員も御存じのとおり、質疑につきましては、議題に供された事件についての疑義を質すものでありますので、自己の意見を述べる場面ではありません。質疑と質問の違い、ここについて、御理解の上、御発言をお願いいたします。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

今の国の交付金ですけれども、これは多分、町のほうも県庁の町村課に問い合わせていると思います。それは返還については国の管轄なので、国と相談してくれと言うことになったのだと思います。ただ、私が調べた範囲ですと、10年たつと適用、もう返さなくてもいいというようになっていると思います。そういう観点からいくと、1億7,000万円の地域再生戦略交付金の期限を超えていれば、私は返さなくてもいいのかなという推測をしているのですけれど。国がなかなかそれを言うてくれないというのですけれども、交付金自体の性格を調べてみれば、きっとお分かりになると思うので、それをまたお調べいただきたいと思います。

1億6,000万円は起債をするとおっしゃいましたよね。返還に関しては起債を起こすという。—（副町長「いえ、減債基金等、基金で対応します。」の声あり。）— 基金ですね。ただ、半年後に最終契約をまた6月になったので、その間は来年度の予算ではきっと交付関係が来るとお思いますので若干少なくなるのかなと思ってはいますけれど。いずれにしても、多額なお金が。基金を使うにしてもあるので。そういう話ですね。金額がマックスで1億3,000万円くらい必要だという話ですね。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の10年うんぬんのお話、私どももそこら辺は承知しておりまして、そこら辺も含めて照会を掛けているというところです。本当にこれが返さなくていいとなれば、万々歳なのですけれど、そこら辺はまだどうなるか分かっていないという状況で、御指摘のとおりでございます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

ほかの議員の皆様方もお話ししましたがけれども、私もこれにつきまして教えてください。町長、お聞かせください。今回のこの条例がもしも否決された場合、(株)津南高原開発さんとまた協議をなさるといふことで伺っておりますけれども、この空白時間ということで、

副町長のほうからもお話を頂きました。約1か月から1か月半、指定管理に戻す場合に掛かってしまうということでもありますけれど、そういった場合、町として、行政として、日程についてはどのように考えているのでしょうか。そして、その日程を教えてくださいまして、今の(株)津南高原開発さんがスキー場が使えないということは本当に生じるのでしょうか。そのことについて、教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

既に(株)津南高原開発様との協議は済んでいて、双方の弁護士の間で賃貸借契約に丸めて運営を行うということでの合意がついているところです。したがって、この度、条例の議決が可決いただいた場合は、スケジュールどおりスキー場についてオープンができる運びとなります。否決された場合、現時点で考えておらないところではあります。現状のなかで、双方で合意されている以上、賃貸借契約で行かせてもらいたいと思っております。現時点においては、再び議案として上程をさせていただくか、あるいは切替えをして指定管理を行うか、というところの決めはしておらないところでございます。したがって、スキー場のオープンの時期としては、スケジュールどおりにいかない可能性が出てまいりますし、また、スキー場のオープン自体もめどが立たないという状態になってしまうというところは、町としても非常に冬場の観光について困る点でもございまして、スキー授業をどうするかというところが非常に困る点となります。

また、(株)津南高原開発様にとっても、それ以上に非常に困難なことが生じると推察をしております。特に、冬場のスキー場の人手の確保ですとか、早めにめどを付けたい部分について、手を付けられないというところが生じますので、このところが非常に困るのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、既に支援の条件は一緒でございます。突発的な故障等が毎年度、スキー場においても生じる状況になってございます。それについては、これまで同様に支援をさせていただき、条件としては変わらないということをお願いした上で、双方で合意ができていますのでございます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

町長から今、お話をいただきましたけれども、今、町としてはそういったなかでは考えておらないということですよ、結論的には。しかし、先般、これは否決されましたよね、この条例は。今回、同じ条例で2回目の議会への提出でありまして、考えておらないということ自体がおかしいのではないかなと思っております。困るのは町ではなくて、本当にニュー・グリーンピア津南さんが困るわけでありまして、お客様をもう迎えているのでありまして、計画の中で予約を。町のそういったお話があつて予約を取られている

わけでありまして、だから、私は別途協議をしていただいて、そして、指定管理者のほうで進めていただくのが一番。これは、町の責任において、本当に必要なことではないかと思っておりますけれども、このことにつきまして、副町長はいかがでしょう。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

現条例上ですと、やるとすれば指定管理なのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、新たに公募をする手続が必要になります。前回の公募のスケジュール感を見ますと、公募開始で約2週間公募をして、手を挙げたところを今度は選定委員会を開いて指定管理者として適当かどうかの判断をするわけでございます。そして、当然、指定管理ですので、町の議会の議決が必要になります。これは12月議会というわけにはいきませんので、どこかで臨時会をお願いするなかで、この議案を提出するということになりまして、やっぱり1か月から1か月半は掛かってくるのかなと。指定管理にした場合です。そういうスケジュール感でございます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

今、副町長のお話のなかで、そういったお話をいただきましたけれども、そうしたら、もしも今回、この条例が否決されましたら、町は責任を持って、そういったなかで冬に間に合うようにしていただけるということで理解してよろしいのですね。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

現時点について、それは決めておりません。お答えできないところでもあります。この話は、「柵津南高原開発単独で運営できない」というところから話がスタートしております。指定管理能力、柵津南高原開発単体で、そもそもあちらのほうから「これ以上の運営はできない」ということが話の発端となってきた話ですから、それを従来の考え方とおりにこれをこのまま進めるということは、本来の条例のところからは趣旨としてずれているものであります。したがって、「柵津南高原開発としては、新しい運営者を見つけてもらいたい」ということのなかで議論を進めてきたはずであって。スキー場部分も含めて、「単独ではもうできない」ということですから。話の筋としては、民間譲渡を視野に入れて話を積み重ねてきたものと思っております。今回、それができないということになりますと、民間譲渡自体、進めるか否かということにつながっていく、理屈としてはそういうことになりますので、話の筋としてはそういうことになるといえます。スムーズに双方の痛み

が、傷口を広げることなく良いかたちで進めていくには、今、このタイミングであるべき姿に戻すということが必要ですし、いずれにしても経なければならぬプロセスでありますから、現時点におきましては、こういったことでプロセスを経て、準備してきたものでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

6番、筒井秀樹です。

今回の条例改正に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今回の紙ベースでの賃貸借契約の延長覚書に、津南町、(株)津南高原開発様、双方の記名・捺印もでございます。今回、議会としては、民間譲渡に反対されている議員はいないと思われまして。今後、民間譲渡を円滑に進めるためには、現時点で外しておいてもよろしいのではないのでしょうか。双方の合意もできています。どうでしょうか、そろそろ進めませんか。この否決によって、町の財産譲渡の交渉が円滑に進まない事態になってはなりません。

よって、今回の条例改正には再度、賛成いたします。議員各位の賛同を求めます。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

本議案に賛成の討論をいたします。

今回の議案は、前回、9月8日の議会において否決されたものと全く同じものですが、前回の時とは少し状況が変わってきています。前回は、スキー場部分の行政財産を普通財産に変更し、これはA社に限らず、B社においても自由に売買契約若しくは賃貸借契約ができるかたちにするために「ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」でありました。ただ、今回は、既に9月24日に津南町（甲）と(株)津南高原開発（乙）との間で令和8年3月31日まで延長する賃貸借契約の覚書が交わされています。その覚書には、町は今後、わずらわしい手続をわざわざしなくて済むように、延長する賃貸借契約の覚書の中にスキー場を追加しています。指定管理者契

約に基づく指定管理期間が令和7年9月30日、今日付けで終了することに伴い、令和7年10月1日以降、指定管理契約の対象であったスキー場を本賃貸借契約の対象として、本施設に含めて、甲が乙にこれを賃貸し、乙は本事業の実施のためにこれをスムーズに受けられるようにしました。これに伴い、甲及び乙の間で締結された平成28年3月7日付けのニュー・グリーンピア津南施設運営事業に関する賃貸借契約書の一部を変更する契約書に基づく契約は終了するとうたっています。ただし、この効力は、この議会の議案の議決で可決されるかどうかにかかっています。もし、否決になった場合は、町も先ほどから再三言っていますが、町は再度、指定管理者を公募し、スキー場を運営してくれる所を探さなくてはなりません。どこが手を上げるか分かりませんが、仮に(株)津南高原開発様が行うことになったとしても、公募となると決まるまで約1か月半以上掛かってしまいます。(株)津南高原開発様にとりましても早々にスキー場の準備をしたい所ではあると思いますが、この間は、ただただ無駄な時間と労力を費やすだけとなってしまいます。覚書のとおり、令和8年3月31日まで賃貸借契約で(株)津南高原開発様にホテル棟等、本施設とスキー場の運営を任せるのであれば、わざわざ余計なことはせず、このままスムーズに事を進めることがベストだと私は思います。

よって、本議案に賛成いたします。議員各位の賛同を求めます。
以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

本議案に賛成の立場で発言します。

民間譲渡に向けて、令和7年10月1日より賃貸借契約の延長をするという町と(株)津南高原開発が交わした覚書があるなかで、ホテル棟に加え、スキー場を合わせ、(株)津南高原開発に営業をしていただくことにしますと、従業員をはじめ取引業者の益を生みます。この条例を廃止しなければ、スキー場の今期営業のための整備、冬期間従業員の雇用等、オープンに後れを出してしまうことも考えられます。スキー場のオープンを待ち望む多くの町民もいらっしゃいます。また、既に予約をいただいているお客様への信用とその保証はどう負うのかといったことも起こり得ることです。何よりも、この条例の改正により、将来の再生ニュー・グリーンピア津南のあるべき姿に向かうために、まずは賃貸借契約を遵守すべきであると考え、賛成討論といたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第73号について採決いたします。

—（討論者なし）—

議案第 73 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 4 名、非起立 7 名）—

賛成少数です。

よって、議案第 73 号は否決されました。

日 程 第 4

議案第 74 号 ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 74 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、ニュー・グリーンピア津南の運営を支援するため、賃料や一般財源等を基金に積み立て、修繕費用等に充当することとしておりました。ここ数年の経営状況から賃料は免除し、特定財源も無いことから、収入源は一般財源のみとなっております。当初、想定した内容とは違った状況となってきており、結果として、基金本来の目的が果たせない状況でございます。また、今後、施設等の民間譲渡の手續として柔軟な財政措置が必要なことから、この度、条例の廃止を行うものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

3 番、村山です。

原案に賛成の立場で討論いたします。

そもそも基金の目的というものは、この場合については、ニュー・グリーンピア津南さんから頂く賃料、町が出す負担する分、それぞれの金額を明確に示して基金から出し入れ

をしよう、と。結局は、資金的にどのような負担区分でやっていくかということを確認するためにスタートした基金でございます。しかしながら、この基金というのは本来の目的を今現在では、向こうさんのほうが賃料が無いというような状態、減免が続くというような状態でございますので、本来の基金の目的がもう失われているという状況でございます。したがって、行政的な業務を見直すなかでは、必要のない目的の基金をいつまでも存続させる必要がないということで、しかも、この条例が無くなることによって、今後、ニュー・グリーンピア津南さんに対する施設修繕というものが弾力的に一般財源だけで対応できるというようなかたちができます。行政的な手続、業務量が各段に向上するということなどから、この基金については、もう既に目的を失っているために廃止するのが当然であるというようなことから、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 74 号について採決いたします。

議案第 74 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 5 名、非起立 6 名）—

賛成少数です。

よって、議案第 74 号は否決されました。

日 程 第 5

議案第 75 号 津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 75 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、高齢者コミュニティセンターそだき苑の使用料について、町の健康づくり事業等、事業内容により減免条項を設けるものです。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

別に異論は無いのですけれども、もう少し詳しく聞きたいので質疑いたします。

「町が行う健康づくり事業及びそれに準ずる事業」と書いてありますけれども、これは一体、どういう事業なのか。私は、健骨体操をやったりしております。囲碁なんかもやります。囲碁なんかは健康づくりではないと思いますけれども。具体的に入浴も健康づくりになるのかどうかというのもありますし、この健康づくり事業というものはどういう事業なのか、明確に教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

健康づくり事業についての御質疑でございます。一般の入浴で来苑される方以外に、団体として、そこでサークル活動として実際にやっておられるのは大きく5団体程度でございます。今ほど言った囲碁の会、百人一首の会、わら細工等々でございます。そういったなかで、先ほど言いました町が行う健康づくり事業というのは、まさに健骨体操という御認識でいいのですけれども、段野団地におきましては、現在、健骨体操としてはやっておりません。それに準ずる事業としまして、「ロコチャレ」というものをNPO法人Tapさんが現在やっております。これにつきまして、そだき苑の利用料プラスTapさんの掛かる経費ということで、現在、お金を取っているものがございます。そういったもの。あるいは、いわゆる一般的な高齢者向けの介護予防事業、各集落単位で、今年度については正面地区でやりますけれども、そういった事業を町が委託して行う事業とかがございます。一般的に想定しているのが今言ったロコチャレと言われているような健康づくりの介護予防に係る事業ということで御理解いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

ということは、囲碁も減免されないし、百人一首、そういうものも。ロコチャレのみだということですね。分かりました。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

今ほどの議員の御認識のとおりです。今ほどの説明の中でも私もお話させてもらいましたけれども、この健康づくり事業というのは、どうしても運動をメインでやるわけなので、長くても大体 60 分以内程度です。今ほど言った囲碁の会、わら細工等々については、半日、一日、そこに滞在するというので、これは当然、入浴についても半日いる方もいれば、2 時間くらいで帰る方もいるので、それで料金が高い・低いというのは何とも言えないのですけれども、やはりどうしても 1 時間以内の時間で同じ料金というかたちのなかでは、高齢者には非常に負担感があるということの話がございました。そういったなかで、教室の参加を見合わせることによって、フレイルが進行して、介護認定等々の状態になるということは町としても本位な状態ではございません。今現在、続けている介護予防の運動教室について、継続できるようなかたちでなんとか支援をしたいということで、この度、条例改正をお願いするものでございます。

議長（恩田 稔）

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

そだき苑に関しては、経営状況がうまくないから料金を上げたかと思うのですけれども、上げた上で減免ということになると、減免することによって利用客が増えて、経営が改善されるという方向で考えていらっしゃるということでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

経営に関する御質疑です。経営については、今回、特に認識というか配慮はしていないこととございます。今ほど言いましたけれども、介護予防、運動事業、これが健骨体操に代わるもの、準ずる事業ということで認識を町としてはしております。そういったことのなかで、今、国のほうで進めている介護予防の取組、できるだけ長く健康な状態を維持するというところとございまして、現在参加している方、料金が高くなることによって、今現在、登録している方の半分程度がひょっとしたら途中でドロップアウトしてしまうというお話も若干聞いております。そういった方々が運動する機会が減ることによってのフレイル助長、そして、それが介護認定、介護サービスの利用ということになりますと、そだき苑単体ではなく、長い目で見れば、町の財政的にはそういったかたちで負担が増えるということではよろしくないわけとございます。こういった介護予防の取組というのは、町として支援したいということで、この度、お願いをするものです。御理解いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

6 番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

具体的に減免額というのは、1回当たりどのくらいになる想定でいらっしゃいますか。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (野崎 健)

全く無料ということは当然考えておりません。現在 60 歳以上の方は、来月、明日からですけれども、350 円ということですが、今現在、200 円ということに予定しております。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 75 号について採決いたします。

議案第 75 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 76 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算 (第 9 号)

議長 (恩田 稔)

議案第 76 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

議案第 76 号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で前年度繰越金の増です。

福祉保健課関係では、歳出でクアハウス津南非常用発電設備蓄電池交換修繕料の増です。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 (高橋昌史)、福祉保健課長 (野崎 健)

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

バッテリーというのは消耗品ですので、定期的に換えていかなければいけないのは理解できます。例えば、ニュー・グリーンピア津南なんかはすごくずっとバッテリーが並んでいるのですけれども、このクアハウス津南のバッテリーは何個使っていますか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

バッテリーでございます。非常用の蓄電器2個ということでございます。前回の電池の更新が2017年、その前が2011年ということで、おおむね五、六年に1回程度交換ということでございます。今回、9月の設備点検で分かったということですが、6月に1回、地元の消火設備会社のほうで点検をしております、その時のバッテリーの点検判定が良ということでございまして、まだ大丈夫だということだったのですけれども、9月の保守協会の点検で交換が必要だということになりまして、今回、お願いをしたということでございます。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

バッテリーとのことなのですが、バッテリーの場合、おおむね寿命が決まっているかと思えます。今回、正直に言うと補正でやるような話ではなくて、当初予算に盛り込んであってもおかしくない話だったのではないかと思うのですが、どのくらいの寿命で想定しているか、若しくはバッテリーのほうにどのくらいの寿命と明記されていなかったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

年数までの確認は取れてはおりません。ただ、今ほど言ったように、地元の消火設備会社のほうで既に点検をしております、6月の時にはバッテリーの状態は良ということで、来年度予算での交換を提案しようと考えていたと、その業者のほうからは話を確認しております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 76 号について採決いたします。

議案第 76 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 7 年第 6 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前 11 時 08 分）—